



最近の判例から

相続回復請求の相手方である表見相続人は、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、当該真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得することができるか

前最高裁判所調査官
神谷厚毅 Koki Kamiya

最高裁第三小法廷令和6年3月19日判決
令和4年（受）第2332号
遺言無効確認等請求事件

I 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、X（原告・被控訴人・被上告人）が、Y₁並びにY₂及びY₃（いずれも被告・控訴人・上告人。Y₂及びY₃は遺言執行者。以下、Y₁～Y₃を併せて「Yら」という。）に対し、X名義の土地建物（以下「本件不動産」という。）について、YらのXに対するY₁及びAへの持分移転登記請求権が存在しないことの確認等を求めた事案である。

Xが、Y₁及びAの有する民法884条所定の相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、Y₁及びAが包括遺贈を受けた財産の所有権を時効により取得することができるかどうかの問題となった。

2 事実関係の概要

- (1) Bは、平成13年4月、甥であるY₁及びA並びに養子であるXに遺産を等しく分与する旨の自筆証書遺言（以下「本件遺言」という。）をした。
- (2) Bは、本件不動産を所有していたが、平成

16年2月13日に死亡した。Bの法定相続人は、Xのみである。

(3) Xは、平成16年2月14日以降、所有の意思をもって、本件不動産を占有している。Xは、同日当時、本件遺言の存在を知らず、本件不動産を単独で所有すると信じ、これを信ずるにつき過失がなかった。

(4) Xは、平成16年3月、本件不動産につき、X単独名義の相続を原因とする所有権移転登記をした。

(5) Y₂及びY₃は、平成31年1月、東京家庭裁判所により、本件遺言の遺言執行者に選任された。

(6) Xは、平成31年2月、Yら及びAに対し、本件不動産に係るY₁及びAの各共有持分権につき、取得時効を援用する旨の意思表示をした。

II 訴訟の経過及び本判決の判断

1 審及び原審の判断

1審（東京地判令和3年1月14日家庭の法と裁判53号53頁、金判1718号27頁）、原審（東京高判令和4年7月28日民集78巻1号75頁、判タ1518号113頁、家庭の法と裁判48号94頁）とも、Xは、Y₁及びAの有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、Y₁及びAが取得した相続財産の所有権を時効によ